

【事業用】

保証申込書

4e's テナント保証

オフィス・店舗・倉庫・工場・貸地・SOHO・トランクルーム
・宿泊を伴う施設・社宅(集合住宅/一戸建て)をご契約の場合

4e's テナント

FAX 0120-88-1443

※本申込書は、賃借人様(契約者様)が
お持ち帰りください。

下記甲・乙・丙は、本書面記載のフォーシーズ(株)保証契約書条項に従い、同条項による保証委託契約および連帯保証契約を締結する。
※賃貸借契約の賃料支払日が当月支払のものはお受付できません(集金代行をご利用の場合は集金代行約款に基づき賃料支払日は前月の27日)。
※契約番号の発行がない限り本契約は成立致しません。なお、本契約書および必要書類がフォーシーズ(株)に送達され且つ初回保証委託料の入金が確認された以降においてのみフォーシーズ(株)の責任が生じます。(契約条項第2条参照)

不動産会社様記入欄 (申込日 20 年 月 日)

ご担当不動産会社様 管理会社 仲介会社 賃貸人(いずれかに✓を付けてください。)

他に介在の不動産会社様 管理会社 仲介会社 無し

住所 東京都新宿区矢来町121番地日幸ビル1階

住所

社名 株式会社 アスレ

社名

TEL 03-5206-3344

担当者名

TEL

FAX 03-5206-3345

担当携帯

担当

物件名 号室	階	種別 (貸室:表記なし)
所在地	<input type="checkbox"/> 既にご入居済み <input type="checkbox"/> リースバック	
契約期間	20 年 月 日から 20 年 月 日まで	
借家区分	<input type="checkbox"/> 普通借家 <input type="checkbox"/> 定期借家 (<input type="checkbox"/> 一年未満 <input type="checkbox"/> 一年以上)	
専有面積	㎡	間取り R・DK・K・LDK 駐車場番号
プラン	<input type="checkbox"/> plus (30条適用) { <input type="checkbox"/> オフィス <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> SOHO <input type="checkbox"/> スタンダード { <input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 社宅 <input type="checkbox"/> トランクルーム	
利用用途	<input type="checkbox"/> ライト (29条適用) { <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 貸地 <input type="checkbox"/> 宿泊を伴う施設 <input type="checkbox"/> 転貸 <input type="checkbox"/> その他 () ↳ <input type="checkbox"/> スタンダードにアップグレードする (転貸はアップグレード不可) 【注意】特別預託金(1坪あたり10,000円)が必要となります。	
賃料管理者	<input type="checkbox"/> 管理会社 <input type="checkbox"/> 賃貸人	
集金代行	<input type="checkbox"/> 利用する【引落日 27日・決済サービス料 300円(税別)】 ※WEBシステムにて集金代行に関する手続きを行うのは <input type="checkbox"/> 管理会社 <input type="checkbox"/> 賃貸人 です	

※下記全ての金額欄の訂正はできません(右詰でご記入ください)。

固定費	税込金額			内消費税		
	円	円	円	円	円	円
賃料						
管理・共益費						
駐車場使用料						
水道費						
町費						
①						
②						
③						
合計(合計基準額)						
敷金(保証金)						
礼金						
敷金(保証金)償却						
解約予告期				ヶ月前		
賃料支払日				前月		

賃借人様(契約者様)記入欄 ※本申込書は、賃借人様(契約者様)がお持ち帰りください。

私(賃借人)は、「フォーシーズ株式会社プライバシーポリシー」に同意し、「保証サービスに関する重要事項」を確認の上、申込みます。

申込内容をご選択ください。

法人名義 設立1年以上(代表者の連帯保証不要)
 設立1年未満(代表者の連帯保証必要)

個人事業主(連帯保証人様不要) ※個人事業主の方は代表者欄(自署)をご記入ください。

全ての項目をご記入ください(設立1年以上経過している場合でも、代表者欄までご記入ください)。

代表者を連帯保証人予定者としてお申込みください(審査により連帯保証人様が不要となることもあります)。
※代表者が連帯保証人となる場合、フォーシーズより連帯保証人様へ契約内容確認のご連絡をさせていただきます。また、極度額の設定を行う為、契約時に別途書面(差入書)が必要となります。

本社所在地	〒 都道府県	お申し込み時にご捺印は不要です。	会社法人等番号	—	—	
法人名	フリガナ 消せるボールペンの使用は不可となります。	ご契約時には契約書①②③へ法人の場合は実印にてご捺印ください。(審査により認認可)	代表番号	—	—	
代表者	フリガナ 消せるボールペンの使用は不可となります。 <input type="checkbox"/> 日本国籍 <input type="checkbox"/> 上記以外		部署番号	—	—	
住所	〒 都道府県 ※マンション名・号室までご記入ください。	性別	男・女	生年月日	西暦 年 月 日 (歳)	
緊急連絡先【必須】	フリガナ	配偶者	有・無	携帯番号	—	
<input type="checkbox"/> 従業員	氏名	続柄	生年月日	西暦 年 月 日	携帯番号	—
<input type="checkbox"/> 代表者(個人事業主)のご親族	住所	住所	自宅	自宅	—	

入居者	続柄	氏名・フリガナ	生年月日	勤務先・学校名	勤務先の電話番号	携帯電話番号
住居(社宅)利用の場合はご記入ください			西暦 . .		—	—
			西暦 . .		—	—
			西暦 . .		—	—

賃借人(甲)氏名	フリガナ 消せるボールペンの使用は不可となります。	申込書にはご捺印は不要です。 ご契約時には契約書①②へ住所の記入、契約書①②③へご捺印をお願い致します。
----------	------------------------------	---

お申込書と併せてFAXお願い致します。ご署名頂いた本書をコピー(控え)し、賃借人様(契約者様)へお渡しください。



保証サービスに関する重要事項

4c'sテナント保証契約(以下、「本契約」といいます)に基づくフォーシーズ株式会社の保証サービスに関する重要事項を以下に掲載致します。本契約の申込・締結にあたって、ご理解いただくことが特に大切な事項ですので、ご確認をお願い致します。以下の内容をよくお読みになり、ご了承いただいたうえで申し込み・ご契約をお願い致します。

1. 申込先の保証会社について

保証会社：フォーシーズ株式会社(以下「当社」といいます) 所在地：東京都港区新橋5丁目13-7
家賃債務保証業者の登録：登録番号：国土交通大臣(1)第7号 登録日：2017年12月21日
問合せ先：03-3434-3725

2. 保証の範囲及び限度額について

当社は、賃借人様が申し込まれる不動産(以下、「本件物件」といいます)の賃貸借契約(以下、「本件賃貸借契約」といいます)の支払債務のうち、下記の債務について、本契約書の月額固定費の合計額(以下「合計基準額」といいます)に53を乗じた金額を極度額とし、その極度額を限度として、賃借人様に対して保証致します。但し、4c'sテナント保証 plus(この場合を以下、単に「plusプラン」といいます)では、合計基準額に57を乗じた金額を極度額とします。(本契約第30条)また、下記③乃至⑥については、合計して賃料2ヶ月分(plusプランの場合は賃料6ヶ月分)をその上限とし、また、当社が自ら負担することを認めたものに限りま。なお、4c'sテナント保証契約において本件賃貸借契約の目的物件が貸地、倉庫、工場又は宿泊施設の場合など4c'sテナント保証ライトプラン(この場合を以下、単に「ライトプラン」といいます)では、下記③乃至⑥は、保証の範囲に含まれません。(本契約第6条、第29条)

- ① 月額固定費(本契約書表面記載の賃料、管理費・共益費、駐車場使用料その他の本契約書固定費欄に記載の定額の金員)
- ② 変動費(使用量等に応じて月額が変動する水道費・光熱費等及び月によって変動することが予定されている賃料)
- ③ 本件賃貸借契約の更新料(法定更新の場合を除きます)及び更新事務手数料
- ④ 早期(短期)解約違約金(賃借人様が賃貸借契約期間満了前に本件賃貸借契約を解約した場合に発生する違約金。また、解約予告の予告期間の経過に代えて支払う賃料相当額を含みます。)
- ⑤ 原状回復費用(本契約書所定の条件を満たしたものの)
- ⑥ 賃料等相当損害金(賃貸借契約終了後、本件物件の明渡しまでの期間(ライトプランにおいては賃借人様が賃借人様に対する本件物件の明渡しの債務名義を取得した時のいずれか早く到来する時まで)に限定されます)の月額固定費に相当する損害金)

3. 保証期間

本契約は、原則として、本件賃貸借契約の契約期間の開始と同時にその契約期間を開始し、本件賃貸借契約の有効期間中に限り存続します。本契約における保証は、当社が本契約書を含む必要書類及び保証委託料等を受領した時点から開始し、本契約の終了又は賃借人様の本件物件の明渡し完了により終了します。(本契約第2条及び第7条)但し、ライトプランにおいて本件物件の明渡しのために法的手続をとった場合は、賃借人様が賃借人様に対する本件物件の明渡しの債務名義を取得した時に本契約における保証が終了します。(本契約第29条)

4. 保証委託料について

保証サービスのご利用にあたり、賃借人様に、つぎの保証委託料をお支払いいただきます。

- ① 初回保証委託料(本契約第8条) 基本額は、合計基準額の1ヶ月分です。(最低保証委託料 35,000円)
- ② 年間保証委託料(本契約第9条) 基本額は、合計基準額の1ヶ月分であり(最低保証委託料 35,000円)、1年に1回発生します。

《年間保証委託料の割引サービス》

賃料等や変動費などの延滞回数が0回及び1回の場合は10,000円に、延滞回数が2回の場合は基本額の50%(基本額を2で除した金員)に割引致します。賃料等や変動費などの延滞回数が3回以上の場合は、割引はございません。なお、延滞回数は、本契約書規定どおり1年ごとに数えます。なお、plusプランの場合には、上記①②の保証委託料の基本額は合計基準額の2ヶ月分となります。(本契約第30条)

5. 本契約が1年の保証年の中で終了することとなった場合の保証委託料の返還について

本契約が保証年の中で終了した場合、お支払いいただいた初回保証委託料及び年間保証委託料は、契約終了事由の如何を問わず、返還されません。(本契約第8条第2項、第9条第2項)

6. 賃料等や変動費などの延滞時のお取扱いについて

- (1) 延滞時の基本のお取扱いについて
賃借人様が2.の保証範囲に含まれる金員の支払を延滞されたときは、賃借人様へ特段の連絡をすることなく、当社から直接賃借人様への支払を行います。(本契約第14条第1項)
但し、当社による賃借人様への支払は、賃借人様ご自身によるお支払と同視されるものではございませんので、賃借人様ご自身によるお支払がない限り、本件賃貸借契約が解除されるなどの不利益を受けることがあります。
- (2) 本件賃貸借契約の解除について
① 賃借人様による解除 賃借人様が賃料の支払を3ヶ月分以上怠ったときは、賃借人様は、無催告にて本件賃貸借契約を解除することができるようになります。(本契約第13条第4項)
また、このほかにも、本件賃貸借契約の定めに基づき、本件賃貸借契約が解除されることがあります。
② 当社による解除 賃借人様が支払を怠った賃料等及び変動費などの合計額が賃料3ヶ月分以上に達したなどにより、賃借人様に賃料等の支払能力がないことが明らかとなり、本件賃貸借契約及び本契約における賃借人様・当社と賃借人様との間の信頼関係が破壊された場合には、当社は、5日以上を定めた催告のうえ、本件賃貸借契約を解除することができるようになります。(本契約第13条第1項)
- (3) 求償権の行使について
賃借人様の賃料等や変動費などの延滞により当社が賃借人様に代わって賃借人様に支払をした場合には、当社は、賃借人様に対する求償権を取得し、賃借人様には、以下の額の金員につき当社への支払義務が発生します。(本契約第14条第2項)
① 当社が賃借人様に支払った2.の額
② 賃借人様が支払を延滞されたときから年率14.6%(年366日の日割計算)の割合による遅延損害金
③ ①の支払に要した費用(振込事務手数料1回あたり800円(税別)を含みます)

7. 事前求償について

当社は、賃借人様が2.の保証範囲に含まれる金員の支払を怠ったなどの求償金の保全を必要とする事情があるときは、賃借人様への支払前であっても、賃借人様及びその連帯保証人様に対して、事前に求償権を行使することができます。(本契約第16条)

8. その他の事項について

- (1) 本件物件の明渡しにかかる費用の負担について
本件賃貸借契約が終了したにもかかわらず、賃借人様による本件物件の明渡しがないときは、賃借人様には、以下の内容について当社への支払義務が発生します。(本契約第15条第1項)
① 法的手続費用(本件物件の明渡しにつき法的手続を要する場合)(但し、ライトプランにおいては本件物件の明渡しのための債務名義の取得までに要した法的手続費用に限りま) (本契約第17条第3項、第29条)
② 動産類の搬出・処分にかかる費用(本契約第19条第2項)
③ 動産類の保管料30日あたり1万円(税別)(本契約第19条第2項)
- (2) 特別預託金について
当社は、当社が特に必要と認める場合、賃借人様の当社に対する支払義務を担保するため、賃借人様に特別預託金の預託を求めることがあります。(本契約第3条)また、本件賃貸借契約の目的物件が貸地、倉庫、工場又は宿泊施設の場合などであって、ライトプランからスタンダードプランにアップグレードする場合は、目的物件の地積・面積1坪あたり1万円の特別預託金の預託が必要となります。(本契約第29条第2項)

保証サービスに関する重要事項の説明者

重要事項の説明を受けて、内容を理解しましたので下記に署名致します。

※法人名義の場合は法人名とご担当者様名をご記入ください。

不動産会社名 _____

説明を受けた日 20____年 ____月 ____日

担当者名 _____

賃借人様
(契約者様)

ご担当者様
(フルネーム)